

発行者情報

【表紙】

| | |
|-------------------------------------|---|
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2025年12月29日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社レボインターナショナル (REVO International Inc.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役CEO 越川 哲也 |
| 【本店の所在の場所】 | 京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町252番地1 四条烏丸アーバンライフビル101 |
| 【電話番号】 | (075) 353-2277 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO 森谷 敏子 |
| 【担当J—Adviserの名称】 | フィリップ証券株式会社 |
| 【担当J—Adviserの代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 永堀 真 |
| 【担当J—Adviserの本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋兜町4番2号 |
| 【担当J—Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.phillip.co.jp/ |
| 【電話番号】 | (03) 3666-2321 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | 株式会社レボインターナショナル https://revo-international.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J—Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ—Adviserを選任する必要があります。J—Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第25期中 | 第26期中 | 第27期中 | 第25期 | 第26期 |
|---------------------------------------|------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 決算年月 | | 自2023年4月1日 至2023年9月30日 | 自2024年4月1日 至2024年9月30日 | 自2025年4月1日 至2025年9月30日 | 自2023年4月1日 至2024年3月31日 | 自2024年4月1日 至2025年3月31日 |
| 売上高 | (千円) | 596,755 | 695,838 | 1,147,499 | 1,515,581 | 1,797,354 |
| 経常利益又は経常損失(△) | (千円) | △67,132 | △96,140 | △191,897 | 87,777 | △48,278 |
| 中間(当期)純損失(△) 又は当期純利益 | (千円) | △48,960 | △72,168 | △208,304 | 59,874 | △60,849 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 | (千円) | — | — | — | — | — |
| 資本金 | (千円) | 499,975 | 499,975 | 499,975 | 499,975 | 499,975 |
| 発行済株式総数 | (千株) | 1,906 | 1,906 | 1,906 | 1,906 | 1,906 |
| 純資産額 | (千円) | 170,191 | 206,857 | 9,872 | 279,026 | 218,177 |
| 総資産額 | (千円) | 2,835,352 | 4,344,842 | 5,816,082 | 4,209,205 | 5,882,085 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 89.79 | 108.48 | 5.18 | 146.77 | 114.42 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) | (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり中間(当期)純損失 (△) 又は1株当たり当期純利益 | (円) | △25.83 | △37.85 | △109.24 | 31.50 | △31.91 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 | (円) | — | — | — | 29.81 | — |
| 自己資本比率 | (%) | 6.0 | 4.8 | 0.2 | 6.6 | 3.7 |
| 自己資本利益率 | (%) | △43.6 | △29.7 | △182.7 | 26.0 | △24.5 |
| 株価収益率 | (倍) | — | — | — | 58.41 | — |
| 配当性向 | (%) | — | — | — | — | — |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 8,991 | △39,731 | 81,972 | 232,449 | △12,970 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | △1,011,255 | 4,120 | △1,028,092 | △2,469,938 | △762,528 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 1,064,461 | 84,103 | 926,039 | 2,179,212 | 792,773 |
| 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 | (千円) | 144,981 | 72,999 | 21,698 | 24,506 | 41,780 |
| 従業員数 | (人) | 75 | 92 | 105 | 85 | 102 |

- (注) 1. 当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表を作成しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性の乏しい非連結関係会社のみのため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第25期中、第26期中、第27期中及び第26期は1株当たり中間(当期)純損失であることから記載しておりません。
4. 株価収益率については、第25期中は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第26期中、第27期中及び第26期については、中間(当期)純損失であることから記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の状況について重要な変更はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 105 | 38.1 | 4.7 | 4,509 |

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------|---------|
| バイオ燃料事業 | 105 |
| 合計 | 105 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、勤続1年未満の者は除いております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、個人消費の回復基調が見られる一方で、設備投資や輸出の一部に弱含みの動きが残るなど、緩やかな持ち直しとなりました。内閣府の改訂統計によれば、2025年4～6月期（Q2）の実質GDPは上方修正され、個人消費が景気を下支えしたことが示されています。

国際的には、ロシア・ウクライナ情勢の長期化などにより、エネルギー供給や物流に関する不確実性が続く一方、国際海事機関（IMO）によるCO₂排出削減規制の強化や、航空分野でのSAF（持続可能な航空燃料）導入の加速など、脱炭素化の潮流は一段と進展しております。経済産業省も、アジア圏の航空分野向けSAF市場が数十兆円規模に拡大する見通しを示しており、再生可能燃料分野は中長期的に成長が期待される市場環境にあります。

当社はこのような市場動向を踏まえ、バイオ燃料供給事業の競争力強化を目的に、原料調達ネットワークの拡充と引取効率の向上を進めてまいりました。具体的には、廃食用油の新規調達先の確保および地域拠点の機能強化に取り組むとともに、廃プラスチックや未利用木質資源を原料とする新技術の実証を進めております。

また、愛知工場は当期より稼働を開始いたしましたが、稼働率は計画通り段階的に稼働率を上げてまいります。また、事業拡大に向けたバイオ燃料事業における自社認知度拡大するため、愛知工場の竣工式に加え、大阪万博・世界陸上への広告宣伝費に先行投資をしております。このため、減価償却費や融資返済負担に加え、販管費等の固定費が先行して発生していることが、営業損失の主因となっております。本件は今後の量産体制確立および事業拡大を見据えた中長期的な戦略投資であり、一時的な費用増加として位置づけております。

加えて、日本国内のみならず、世界各国で出願しております特許権が次々と成立しており、第1号として、ベトナムで特許使用権許諾契約を締結いたしました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高1,147,499千円（前年同期比64.9%増）、営業損失148,379千円（前年同期は営業損失74,592千円）、経常損失191,897千円（前年同期は経常損失96,140千円）、中間純損失208,304千円（前年同期は中間純損失72,168千円）となりました。

なお、当社はバイオ燃料関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して20,081千円減少し21,698千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは81,972千円の収入となりました。これは主に税引前中間純損失194,716千円の計上と未払消費税等の減少額199,933千円等があった一方、減価償却費203,859千円、未収還付消費税の減少額271,292千円、売上債権の減少額87,669千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは1,028,092千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出978,692千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは926,039千円の収入となりました。これは、短期借入金の増加額157,884千円、長期借入れによる収入2,013,082千円等があった一方、長期借入金の返済による支出1,208,187千円等があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) | 前年同月比 (%) |
|----------------|--|-----------|
| バイオ燃料関連事業 (千円) | 525,621 | 109.6 |
| 合計 | 525,621 | 109.6 |

(注) 金額は製造原価によっております。

(2) 受注状況

当社は主要製品について受注生産を行っていません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) | 前年同月比 (%) |
|----------------|--|-----------|
| バイオ燃料関連事業 (千円) | 1,147,499 | 164.9 |
| 合計 | 1,147,499 | 164.9 |

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) | |
|--------------------------|--|--------|--|--------|
| | 金額 (千円) | 割合 (%) | 金額 (千円) | 割合 (%) |
| 合同会社 SAFFAIRE SKY ENERGY | — | — | 778,287 | 67.8 |
| Clean Fuel AG | 362,768 | 52.1 | — | — |
| Biosyntec Handels GmbH | 156,493 | 22.4 | 210,370 | 18.3 |
| コスモ石油マーケティング株式会社 | 92,769 | 13.3 | 71,217 | 6.2 |

2. Clean Fuel AGは、リヒテンシュタイン公国に本店を設置し、欧州市場内でバイオ燃料の販売等を主事業とする法人であります。
3. Biosyntec Handels GmbHは、オーストリア共和国に本店を設置し、欧州市場内でバイオ燃料の販売等を主事業とする法人であります。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当中間会計期間において、当中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している以下の主要なリスクが発生しております。

当社は、設備投資負担が大きく稼働率向上までに時間を要する事業特性を有し、2025年5月に公表した業績予想は、当中間会計期間は赤字計画、当期末に黒字計画を組んでおり、その結果、当中間会計期間においては、当初計画どおり、営業損失148,379千円、経常損失191,897千円、税引前中間純損失194,716千円、中間純損失208,304千円を計上しております。当中間会計期末に既に存在していた円安の影響、既存業者の廃食用油販売価格の高騰が2025年12月に一層明白になったため、当初予定していた計画値よりも利益が圧迫される可能性が生じており、当期末に経常損失、重要な当期純損失が生じた場合、2023年5月で締結した極度貸付2,370,915千円には財務制限条項が付されているため、当契約に付帯している条件に抵触します。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当該状況を解消し又は改善すべく、当社では、現状は資金繰りの問題は生じておりませんが、当期末以降の資金繰りについては、金融機関と定期的な協議を行うなど連携しております。また、当社は業界全体を牽引する立場として、高騰している廃食用油の価格制御に努め、収益力の向上を推し進めると共に、事業の安定化に向け、収益確保を最優先の課題ととらえ、新たな油脂資源の調達先の拡大に向け、更なる自治体との全国での連携による再生可能資源の安定調達体制の構築と拠点施策の拡充を図っております。

しかし、金融機関とは財務制限条項について継続的に協議している段階であり、また、原料油脂の調達に関し、新たな油脂資源調達先及び既存業者からの適正価格での大口購入については、交渉中のため時期や数量が確定しておらず、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映していません。

(担当J-Adviserとの契約について)

当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年2月28日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適當と認める場合に限る）には、2年内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）ま

での期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないし cの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑯株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑯反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑰その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認められた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

(1) 研究目的及び研究課題

当社における製品開発はオープンイノベーションをベースに、当社開発部門を中心に行っており、品質及び汎用性の高い次世代バイオ燃料を製造するために研究開発に取り組んでおります。当中間会計期間においては、主にSAF (Sustainable Aviation Fuel : 持続可能な航空燃料) の研究開発を実施いたしました。SAF用途のバイオ燃料については既に技術を確立しておりますが、量産体制の確立のために引き続き研究開発を続けて参ります。

またベトナムの非連結子会社であるSTAR JAPAN CO., LTD. では、安定的な原料確保を目的として、ジャトロファの品種改良等研究開発を行っております。

(2) 研究体制

研究開発活動に従事する専門部門として炭素源循環創造部を設置し、大学への出向等を含み社外と協力のもと研

究開発を実施しております。

(3) 研究成果

新たな燃料原料となる廃プラスチックからの燃料化技術においては原料の多様化での知見を得られるとともに、SAFを含む廃食用油由来の次世代バイオ燃料においては愛知実証設備が試運転を終え、量産に向けた運用に移行しデータ蓄積、更なる収率改善を目指した改良提案がなされています。

具体的には、ベンチスケール製造装置と同様に、当社開発触媒と独自プロセスを用いた実証設備においても安定した品質のSAFが得られていることが外部分析機関の測定結果からも判明しており、引き続き当社プロセスLP-HEFA-SKC (Low Pressure- Hydroprocessed Esters and Fatty Acids-Synthetic Paraffinic Kerosene with Cyclo) により製造されるSAFを国際規格ASTM Internationalの新規Annexとして標準規格化にむけ、国内外のエンジンメーカーと連携し、着実にASTM D4054プロセスを進めております。

品種改良等研究開発においては愛知県の企業と共同にてジャトロファのゲノム編集試験を実施することでさらに油量の高いジャトロファ品種開発を進めるとともに、ジャトロファゲノム編集基盤を確立することで、異なる地域、環境ごとに適する品種の開発を目指します。

また、急速熱分解触媒技術により、廃プラスチックや建築廃材等の未利用木質材などを原料とし、高分解油収率・高オイル収率にて次世代炭素水素燃料を製造する高度資源化プロセスの技術の実証を実施する中で、海洋漂着プラスチック等からの資源化にも成功しており、今後の資源化原料の拡大のみならず、海洋環境問題解決に対しても貢献できるよう研究を加速してまいります。

当社は地球上のあらゆる廃棄物を資源に転換する技術の開発を進めており、生ごみや古紙また下水汚泥を原料とする水素菌の研究にも取り組んでいます。この様に当社は脱炭素のみではなく炭素源を循環させ資源の循環を目指した炭素源循環構想を実現する新たな技術の開発を行い、更なるサステイナブルバイオテクノロジーとして社会に実装していく予定です。

以上の結果、当中間会計期間の研究開発費の総額は93,991千円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は357,806千円となり、前事業年度末に比べ95,682千円減少いたしました。これは主に売掛金が87,669千円、未収消費税等が66,568千円減少した一方で、前払費用が29,462千円、棚卸資産が19,968千円増加したことによるものであります。固定資産は5,458,276千円となり、前事業年度末に比べ29,679千円増加いたしました。これはリース資産が23,418千円、関係会社株式が15,752千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、5,816,082千円となり、前事業年度に比べ66,003千円減少いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は1,224,459千円となり、前事業年度末に比べ581,842千円減少いたしました。これは主に未払法人税等が37,029千円、設備関係未払金が815,835千円減少した一方で、短期借入金が157,884千円、1年内返済予定の長期借入金が112,681千円増加したことによるものであります。固定負債は4,581,750千円となり、前事業年度末に比べ724,144千円増加いたしました。これは主にリース債務が19,779千円、長期借入金が692,214千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は9,872千円となり、前事業年度末に比べ208,304千円減少いたしました。これは利益剰余金が208,304千円減少したことによるものであります。

(2) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

(2) 重要な設備の除却等

新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日) | 公表日現在発行数(株) (2025年12月24日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|---------------------------------|------------------------------|----------------------------|---------------|
| 普通株式 | 7,500,000 | 5,593,200 | 1,906,800 | 1,906,800 | 東京証券取引所(TOKYO PRO Market) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 7,500,000 | 5,593,200 | 1,906,800 | 1,906,800 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2004年9月18日臨時株主総会決議）

| | 当中間会計期間末現在 (2025年9月30日) | 公表日の前月末現在 (2025年11月30日) |
|--|--------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,096 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 109,600 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 500 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自2006年9月19日 至2026年9月17日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格500 資本組入額250 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 | 同左 |

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

② 本新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使することができます。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた

場合はこの限りではない。

- ③ 本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、会社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人または会社と顧問契約をしている顧問の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。
 - ④ 本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。
 - ⑤ 本要件に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することが出来る。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
4. 会社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるものとします。承継させる新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとします。
- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
 - ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
 - ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

第5回新株予約権（2022年9月30日臨時株主総会決議）

| | 当中間会計期間末現在 (2025年9月30日) | 公表日の前月末現在 (2025年11月30日) |
|--|--------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 825 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 82,500 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,250 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2024年10月8日 至 2032年9月30日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,250 資本組入額 625 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 | 同左 |

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基

づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならぬ。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいはずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記の条件に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記の条件に準じて決定する。

第7回新株予約権（2024年6月28日定時株主総会決議）

| | 当中間会計期間末現在 (2025年9月30日) | 公表日の前月末現在 (2025年11月30日) |
|--|--------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 782 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 78,200 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,840 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2026年7月6日 至 2034年6月28日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,840 資本組入額 920 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 | 同左 |

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければなりません。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收

合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記の条件に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記の条件に準じて決定する。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数 (株) | 発行済株式総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増減額 (千円) | 資本準備金残高 (千円) |
|--------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2025年4月1日～ 2025年9月30日 | — | 1,906,800 | — | 499,975 | — | 428,175 |

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%) |
|------------------------|--------------------|--------------|---------------------------------|
| 越川 哲也 | 京都府京田辺市 | 642,000 | 33.66 |
| 小林 季愛 | 東京都新宿区 | 300,000 | 15.73 |
| 小林 行雄 | 京都市右京区 | 150,000 | 7.86 |
| 株式会社ナベショ一 | 大阪市中央区南船場4丁目12番12号 | 100,000 | 5.24 |
| 越川 かおり | 京都市中京区 | 80,000 | 4.19 |
| 土居 秀行 | 東京都渋谷区 | 71,900 | 3.77 |
| 越川 翔生 | 京都府京田辺市 | 40,000 | 2.09 |
| あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 | 40,000 | 2.09 |
| 越川 裕生 | 京都府京田辺市 | 39,900 | 2.09 |
| 三井 正雄 | 大阪市天王寺区 | 35,000 | 1.83 |
| 計 | — | 1,498,800 | 78.60 |

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|----------------|----------------|-----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式（自己株式等） | — | — | — |
| 議決権制限株式（その他） | — | — | — |
| 完全議決権株式（自己株式等） | — | — | — |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 1,906,800 | 19,068 | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 1,906,800 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 19,068 | — |

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2025年4月 | 2025年5月 | 2025年6月 | 2025年7月 | 2025年8月 | 2025年9月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最高(円) | — | — | — | — | — | — |
| 最低(円) | — | — | — | — | — | — |

(注) 2025年4月から2025年9月までについては売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

| 役職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|--------|------|------------|
| 取締役COO | 高村一郎 | 2025年7月31日 |

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25%)

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2025年3月31日) | 当中間会計期間 (2025年9月30日) |
|-------------------|-----------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 42,780 | 22,698 |
| 売掛金 | 153,868 | 66,198 |
| 商品及び製品 | 17,999 | ※1 45,382 |
| 仕掛品 | 4,154 | 11,554 |
| 原材料及び貯蔵品 | 80,317 | 65,503 |
| 前払費用 | 17,280 | 46,742 |
| 未収消費税等 | 82,621 | 16,052 |
| その他 | 54,471 | 83,674 |
| 貸倒引当金 | △4 | △2 |
| 流動資産合計 | 453,488 | 357,805 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | ※2 551,809 | ※2 646,993 |
| 構築物（純額） | 821,926 | 858,139 |
| 機械及び装置（純額） | 2,456,627 | 2,339,566 |
| 車両運搬具（純額） | 866 | 619 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 61,745 | 56,848 |
| 土地 | ※2 347,008 | ※2 347,008 |
| リース資産（純額） | 237,256 | 260,674 |
| 建設仮勘定 | 24,550 | — |
| 有形固定資産合計 | ※3 4,501,791 | ※3 4,509,851 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 6,529 | 7,886 |
| ソフトウエア | 10,518 | 10,134 |
| その他 | 2,631 | 2,818 |
| 無形固定資産合計 | 19,679 | 20,839 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 100,620 | 116,373 |
| 投資有価証券 | 591,000 | 591,000 |
| 出資金 | 148,080 | 148,080 |
| その他 | 67,425 | 72,132 |
| 投資その他の資産合計 | 907,126 | 927,585 |
| 固定資産合計 | 5,428,596 | 5,458,276 |
| 資産合計 | 5,882,085 | 5,816,082 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2025年3月31日) | 当中間会計期間 (2025年9月30日) |
|----------------|-----------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 56,206 | 66,153 |
| 短期借入金 | 200,000 | 357,884 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | ※2 453,286 | ※2 565,967 |
| リース債務 | 53,538 | 56,304 |
| 未払金 | 92,940 | 89,542 |
| 設備関係未払金 | 849,908 | 34,072 |
| 未払費用 | 40,423 | 41,942 |
| 未払法人税等 | 43,941 | 6,912 |
| 預り金 | 4,774 | 5,680 |
| 賞与引当金 | 11,282 | — |
| 流動負債合計 | 1,806,301 | 1,224,459 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | ※2、4 3,611,929 | ※2、4 4,304,144 |
| リース債務 | 211,246 | 231,025 |
| 資産除去債務 | 33,185 | 33,292 |
| 繰延税金負債 | 1,112 | 13,287 |
| その他 | 133 | — |
| 固定負債合計 | 3,857,606 | 4,581,750 |
| 負債合計 | 5,663,908 | 5,806,210 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 499,975 | 499,975 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 428,175 | 428,175 |
| 資本剰余金合計 | 428,175 | 428,175 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 固定資産圧縮積立金 | 20,423 | 19,617 |
| 繰越利益剰余金 | △730,396 | △937,894 |
| 利益剰余金合計 | △709,972 | △918,277 |
| 株主資本合計 | 218,177 | 9,872 |
| 純資産合計 | 218,177 | 9,872 |
| 負債純資産合計 | 5,882,085 | 5,816,082 |

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 695,838 | 1,147,499 |
| 売上原価 | ※2 500,029 | ※2 897,598 |
| 売上総利益 | 195,809 | 249,900 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1、2 270,401 | ※1、2 398,280 |
| 営業損失（△） | <u>△74,592</u> | <u>△148,379</u> |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 12 | 4,912 |
| 賞与引当金取崩益 | — | 3,330 |
| 受取保険金 | 921 | 644 |
| 物品売却益 | 6,156 | 15,640 |
| 補助金収入 | 468 | 1,210 |
| 業務委託収入 | 9,179 | 3,436 |
| その他 | 1,826 | 2,272 |
| 営業外収益合計 | <u>18,563</u> | <u>31,447</u> |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 38,361 | 67,116 |
| シンジケートローン手数料 | 1,565 | 5,482 |
| その他 | 184 | 2,365 |
| 営業外費用合計 | <u>40,111</u> | <u>74,964</u> |
| 経常損失（△） | <u>△96,140</u> | <u>△191,897</u> |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | — | 2,819 |
| 特別損失合計 | <u>—</u> | <u>2,819</u> |
| 税引前中間純損失（△） | <u>△96,140</u> | <u>△194,716</u> |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,305 | 1,412 |
| 法人税等調整額 | △25,276 | 12,175 |
| 法人税等合計 | <u>△23,971</u> | <u>13,588</u> |
| 中間純損失（△） | <u>△72,168</u> | <u>△208,304</u> |

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 | |
|--------------|---------|---------|----------|-----------|----------|----------|---------|---------|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 499,975 | 428,175 | 428,175 | 22,037 | △671,160 | △649,123 | 279,026 | 279,026 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | — | — | — | △806 | 806 | — | — | — |
| 中間純損失(△) | — | — | — | — | △72,168 | △72,168 | △72,168 | △72,168 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — | △806 | △71,362 | △72,168 | △72,168 | △72,168 |
| 当中間期末残高 | 499,975 | 428,175 | 428,175 | 21,230 | △742,522 | △721,292 | 206,857 | 206,857 |

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 | |
|--------------|---------|---------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 499,975 | 428,175 | 428,175 | 20,423 | △730,396 | △709,972 | 218,177 | 218,177 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | — | — | — | △806 | 806 | — | — | — |
| 中間純損失(△) | — | — | — | — | △208,304 | △208,304 | △208,304 | △208,304 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — | △806 | △207,498 | △208,304 | △208,304 | △208,304 |
| 当中間期末残高 | 499,975 | 428,175 | 428,175 | 19,617 | △937,894 | △918,277 | 9,872 | 9,872 |

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|---------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前中間純損失（△） | △96,140 | △194,716 |
| 減価償却費 | 39,435 | 203,859 |
| 差入保証金の償却額 | 143 | 69 |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | 0 | △11,282 |
| 支払利息 | 38,361 | 67,116 |
| 受取保険料 | — | △644 |
| シンジケートローン手数料 | 1,565 | 5,482 |
| 補助金収入 | △468 | △1,210 |
| 固定資産除却損 | — | 2,819 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | 26,040 | 87,669 |
| 棚卸資産の増減額（△は増加） | △83,669 | △19,968 |
| 前払費用の増減額（△は増加） | △5,193 | △26,633 |
| 差入保証金の増減額（△は増加） | △2,680 | — |
| 未収還付消費税の増減額（△は増加） | 45,081 | 271,292 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | 3,796 | 9,946 |
| 未払金の増減額（△は減少） | △15,005 | △3,382 |
| 未払費用の増減額（△は減少） | △18,052 | 1,519 |
| 未払消費税等の増減額（△は減少） | 100,000 | △199,933 |
| その他 | △15,716 | △2,349 |
| 小計 | 17,497 | 189,654 |
| 利息及び配当金の受取額 | 186 | 62 |
| 利息の支払額 | △34,404 | △66,845 |
| 補助金の受取額 | 468 | 1,210 |
| 保険金の受取額 | — | 644 |
| 法人税等の支払額 | △23,480 | △42,753 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △39,731 | 81,972 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | △6,000 | — |
| 貸付金の回収による収入 | 35,650 | 23,828 |
| 貸付けによる支出 | — | △52,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △10,458 | △978,692 |
| 有形固定資産の除去による支出 | — | △2,782 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △5,129 | △2,347 |
| 関係会社株式の取得による支出 | △13,355 | △15,752 |
| 差入保証金の支払額 | △1,533 | — |
| その他 | 4,947 | △346 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 4,120 | △1,028,092 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（△は減少） | 130,000 | 157,884 |
| 長期借入れによる収入 | 80,000 | 2,013,082 |
| 長期借入金の返済による支出 | △108,607 | △1,208,187 |
| リース債務の返済による支出 | △15,723 | △30,157 |
| 支払手数料の支払額 | — | △1,100 |
| シンジケートローン手数料の支払額 | △1,565 | △5,482 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 84,103 | 926,039 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 0 | 0 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 48,492 | △20,081 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 24,506 | 41,780 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 72,999 | ※ 21,698 |

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、設備投資負担が大きく稼働率向上までに時間を要する事業特性を有し、2025年5月に公表した業績予想は、当中間会計期間は赤字計画、当期末に黒字計画を組んでおり、その結果、当中間会計期間においては、当初計画どおり、営業損失148,379千円、経常損失191,897千円、税引前中間純損失194,716千円、中間純損失208,304千円を計上しております。当中間会計期末に既に存在していた円安の影響、既存業者の廃食用油販売価格の高騰が2025年12月に一層明白になったため、当初予定していた計画値よりも利益が圧迫される可能性が生じており、当期末に経常損失、重要な当期純損失が生じた場合、2023年5月で締結した極度貸付2,370,915千円には財務制限条項が付されているため、当契約に付帯している条件に抵触します。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当該状況を解消し又は改善すべく、当社では、現状は資金繰りの問題は生じておりませんが、当期末以降の資金繰りについては、金融機関と定期的な協議を行うなど連携しております。また、当社は業界全体を牽引する立場として、高騰している廃食用油の価格制御に努め、収益力の向上を推し進めると共に、事業の安定化に向け、収益確保を最優先の課題ととらえ、新たな油脂資源の調達先の拡大に向け、更なる自治体との全国での連携による再生可能資源の安定調達体制の構築と拠点施策の拡充を図っております。

しかし、金融機関とは財務制限条項について継続的に協議している段階であり、また、原料油脂の調達に関し、新たな油脂資源調達先及び既存業者からの適正価格での大口購入については、交渉中のため時期や数量が確定しておらず、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映していません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 5～38年 |
| 構築物 | 3～45年 |
| 機械及び装置 | 2～17年 |
| 車両運搬具 | 2～4年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主にバイオ燃料の製造と販売を主な事業としております。国内への出荷については、通常、納品日において製品に対する支配が顧客に移転することにより履行義務が充足されると判断し、納品日に収益を認識しております。海外への出荷については、インコタームズで定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間損益計算書の組替えを行っております。

なお、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,838千円は、「受取利息」12千円、「その他」1,823千円として組替えております。

(追加情報)

(多額な資金の借入)

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、下記のとおり資金の借入を決議いたしました。

借入の理由

当社は、愛知工場建設費用の支払に備え、2023年1月に株式会社日本政策金融公庫より、建設費用全額の支払完了後などの融資条件にて総額11億円の融資承諾を得てきました。

当社は、愛知工場建設費用の支払完了に伴い、日本政策金融公庫より承諾を得ていた融資を正式に実行し、これまでの京都信用金庫からの同金額のつなぎ融資返済に充当することいたしました。

借入の概要

| | |
|-------------|---------------------|
| (1) 契約締結先 | 株式会社日本政策金融公庫 |
| (2) 借入金額 | 11億円 |
| (3) 借入利息 | 固定金利 |
| (4) 借入期間 | 15年 |
| (5) 担保提供の有無 | 愛知工場 土地・建物（愛知県田原市） |
| (6) 借入実行日 | 2025年9月29日 |
| (7) 資金使途 | 設備資金（京都信用金庫つなぎ融資返済） |

(中間貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の評価減

当中間連結会計期間における棚卸資産の評価減の金額は58,769百万円です。

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2025年3月31日) | 当中期会計期間 (2025年9月30日) |
|----|-----------------------|-------------------------|
| 建物 | 35,839千円 | 492,602千円 |
| 土地 | 322,064 | 322,064 |
| 計 | 357,904 | 814,667 |

担保付債務は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2025年3月31日) | 当中期会計期間 (2025年9月30日) |
|------------------|-----------------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 439,003千円 | 560,243千円 |
| 長期借入金(1年内返済額を含む) | 3,190,690 | 4,027,517 |
| 計 | 3,629,693 | 4,587,760 |

※3 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2025年3月31日) | 当中期会計期間 (2025年9月30日) |
|----------------|-----------------------|-------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,240,523千円 | 1,405,663千円 |

※4 財務制限条項

当事業年度末の借入金残高のうち、2023年5月26日付で締結した当社の極度貸付契約には以下の財務制限条項が付されております。

①各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年3月に終了する決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。

②各年度の決算期に係る損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当該財務制限条項の対象となる借入金残高は以下のとおりです。

| | 前事業年度 (2025年3月31日) | 当中期会計期間 (2025年9月30日) |
|---------------|-----------------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 89,577千円 | 160,740千円 |
| 長期借入金 | 1,701,946 | 2,210,175 |
| 計 | 1,791,523 | 2,370,915 |

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前中期会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中期会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-------|--|--|
| 役員報酬 | 27,183千円 | 29,676千円 |
| 給与手当 | 88,578 | 88,040 |
| 発送配達費 | 744 | 79,541 |

※2 減価償却実施額

| | 前中期会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中期会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|--|--|--|
|--|--|--|

| | | |
|--------|----------|-----------|
| 有形固定資産 | 38,387千円 | 202,671千円 |
| 無形固定資産 | 1,047 | 1,187 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度 期首株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,906,800 | — | — | 1,906,800 |
| 合計 | 1,906,800 | — | — | 1,906,800 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度 期首株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,906,800 | — | — | 1,906,800 |
| 合計 | 1,906,800 | — | — | 1,906,800 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|------------------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 77,999千円 | 22,698千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | △5,000 | △1,000 |
| 現金及び現金同等物 | 72,999 | 21,698 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注1. 参照）。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの

であることから、記載を省略しております。また「リース債務」については重要性に乏しいことから、記載を省略しております。貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|---------------|------------------|-----------|----------|
| (1) 投資有価証券 | 591,000 | 561,327 | △29,672 |
| 資産計 | 591,000 | 561,327 | △29,672 |
| (1) 長期借入金(※1) | 4,065,215 | 3,917,806 | △147,408 |
| 負債計 | 4,065,215 | 3,917,806 | △147,408 |

(※1) 貸借対照表の流動負債に計上されている「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

当中間会計期間（2025年9月30日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|---------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 投資有価証券 | 591,000 | 555,751 | △35,248 |
| 資産計 | 591,000 | 555,751 | △35,248 |
| (1) 長期借入金(※1) | 4,870,111 | 4,825,549 | △44,561 |
| 負債計 | 4,870,111 | 4,825,549 | △44,561 |

(※1) 中間貸借対照表の流動負債に計上されている「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(注) 1. 市場価格のない株式等の当該金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

| 区分 | 前事業年度(千円) | 当中間会計期間(千円) |
|--------|-----------|-------------|
| 関係会社株式 | 100,620 | 116,373 |
| 出資金 | 148,080 | 148,080 |

2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2025年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|--------|--------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | — | 561,327 | — | 561,327 |
| 社債 | — | 561,327 | — | 561,327 |
| 資産計 | — | 561,327 | — | 561,327 |
| 長期借入金 | — | 3,917,806 | — | 3,917,806 |
| 負債計 | — | 3,917,806 | — | 3,917,806 |

当中間会計期間（2025年9月30日）

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|--------|--------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | — | 555,751 | — | 555,751 |
| 社債 | — | 555,751 | — | 555,751 |
| 資産計 | — | 555,751 | — | 555,751 |
| 長期借入金 | — | 4,825,549 | — | 4,825,549 |
| 負債計 | — | 4,825,549 | — | 4,825,549 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格の無い株式等の貸借対照表計上

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|------------------|
| 関連会社株式 | 100,620 |

当中間会計期間（2025年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格の無い株式等の貸借対照表計上

| 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|------------------|
| 関連会社株式 | 116,373 |

(退職給付関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第2回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第7回新株予約権 |
|----------------------------------|--|--|--|
| 付与対象者の区分及び人 数 | 当社取締役 1名 当社従業員 9名 | 当社取締役 3名 当社従業員 51名 | 当社従業員 70名 |
| 株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 136,000株 (注) 2 | 普通株式 90,500株 (注) 2 | 普通株式 81,200株 |
| 付与日 | 2005年9月12日 | 2022年10月7日 | 2024年7月5日 |
| 権利確定条件 | 「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状 況】」に記載のとおりで あります。 | 「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状 況】」に記載のとおりで あります。 | 「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状 況】」に記載のとおりで あります。 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めなし | 期間の定めなし | 期間の定めなし |
| 権利行使期間 | 自 2006年9月19日 至 2026年9月17日 | 自 2024年10月8日 至 2032年9月30日 | 自 2026年7月6日 至 2034年6月28日 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2023年6月23日付の株式分割（1株につき100株の割合）後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）において存在したストック・オプションを対象
として記載しております。

単価情報

| | 第2回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第7回新株予約権 |
|-----------------------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格（円） | 500 | 1,250 | 1,840 |
| 付与日における公正な評 価単価（円） | — | — | — |

(注) 2023年6月23日付の株式分割（1株につき100株の割合）後の価格に換算しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

| | 製品 | 商品 | その他 | 合計 |
|---------------|---------|--------|-------|---------|
| 地域別 | | | | |
| 日本 | 126,955 | 42,397 | 7,223 | 176,576 |
| 欧州 | 519,262 | — | — | 519,262 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 646,217 | 42,397 | 7,223 | 695,838 |
| その他の収益 | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 646,217 | 42,397 | 7,223 | 695,838 |

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

| | 製品 | 商品 | その他 | 合計 |
|---------------|---------|---------|--------|-----------|
| 地域別 | | | | |
| 日本 | 124,663 | 764,863 | 37,601 | 927,128 |
| 欧州 | 210,370 | — | — | 210,370 |
| アジア | — | — | 10,000 | 10,000 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 335,034 | 764,863 | 47,601 | 1,147,499 |
| その他の収益 | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 335,034 | 764,863 | 47,601 | 1,147,499 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) | |
|----------------------|--|---------|--|--------|
| | 期首残高 | 期末残高 | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 売掛金 | 64,735 | 153,868 | 153,868 | 66,189 |
| 計 | 64,735 | 153,868 | 153,868 | 66,189 |
| 契約資産 | — | — | — | — |
| 契約負債 | — | — | — | — |

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(持分法損益等)

| | 前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-----------------------|--|--|
| 関係会社に対する投資の金額 | 100,620千円 | 116,373千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 86,086 | 71,094 |
| 持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額 | △14,534 | △45,278 |

(セグメント情報等)

当社の事業セグメントは、バイオ燃料関連事業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、バイオ燃料事業に係る外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

| 日本 | 欧州 | 合計 |
|---------|---------|---------|
| 176,576 | 519,262 | 695,838 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|------------------------|---------|------------|
| Clean Fuel AG | 362,768 | バイオ燃料関連事業 |
| Biosyntec Handels GmbH | 156,493 | バイオ燃料関連事業 |
| コスモ石油マーケティング株式会社 | 92,769 | バイオ燃料関連事業 |

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、バイオ燃料事業に係る外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

| 日本 | 欧州 | アジア | 合計 |
|---------|---------|--------|-----------|
| 927,128 | 210,370 | 10,000 | 1,147,499 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|--------------------------|---------|------------|
| 合同会社 SAFFAIRE SKY ENERGY | 778,287 | バイオ燃料関連事業 |
| Biosyntec Handels GmbH | 210,370 | バイオ燃料関連事業 |
| コスモ石油マーケティング株式会社 | 71,217 | バイオ燃料関連事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| | 前事業年度 (2025年3月31日) | 当中間会計期間 (2025年9月30日) |
|------------|-----------------------|-------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | 114円42銭 | 5円18銭 |

| | 前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-------------------------|--|--|
| 1 株当たり中間純損失(△) | △37円85銭 | △109円24銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 中間純損失(△)(千円) | △72,168 | △208,304 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る 中間純損失(△)(千円) | △72,168 | △208,304 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,906,800 | 1,906,800 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 資金の借入

当社は、2025年11月26日開催の取締役会に基づき、以下のとおり、資金の借入を決議しております。

① 資金の借入

当社は、和歌山事業所建設費用の支払に備え、2025年6月に株式会社日本政策金融公庫より、建設費用全額の支払完了後などの条件にて総額165百万円の融資のご承諾をいたしました。

当社は、和歌山事業所建設費用の支払完了に伴い、これまでのJA三井リース株式会社・株式会社南都銀行からの同金額のつなぎ融資返済に充当するべく、この度株式会社日本政策金融公庫より融資を実行していただくことといたしました。

② 資金の借入の概要

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 契約締結先 | 株式会社日本政策金融公庫 |
| (2) 借入金額 | 165百万円 |
| (3) 借入利息 | 固定金利 |
| (4) 借入期間 | 20年 |
| (5) 担保提供の有無 | 和歌山事業所 土地・建物 (和歌山県和歌山市) |
| (6) 借入実行日 | 2025年12月中旬予定 |
| (7) 資金使途 | 設備資金 (JA三井リース株式会社・株式会社南都銀行 つなぎ融資返済) |

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月29日

株式会社レボインター・ナショナル
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所
指定有限責任社員 公認会計士 橋本民子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有岡照晃
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レボインター・ナショナルの2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レボインター・ナショナルの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、2025年4月1日から2025年9月30日までの中間会計期間に営業損失148,379千円、経常損失191,897千円、税引前中間純損失194,716千円、中間純損失208,304千円を計上しており、当期末に経常損失、重要な当期純損失が生じた場合には、極度貸付2,370,915千円の財務制限条項に抵触することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上